からてある。若し團結權の偉力がなければ資本家は我々の要求を鼻先きてあしらつて仕舞ふ。故に勞働組合がストライキをやる事は一ツの武器てあり我々の主張する一ツの權利てある。如斯勞働組合を禁じないて自由を認めると云ふならば從つてストライキの自由も認めなければならん。警察法に依り言論を抑壓しストライキをすれば直ぐ誘惑煽動をやつたと云つて監獄に投り込んて居る斯んな事ては勞働組合を少しも認めて居らない夫れに日本は國際的場所ては勞働組合を認めてをると云つて居るが事實國内ては勞働組合を認めてをらぬ夫れのみならず治警法等を以て壓迫し言論などは殆ど其自由を奪つてをる。又勞働組合が資本家の立場から見れば好ましくないから壓迫するのは當然かも知れぬが日本政府が外國に違約して勞働組合の自由を認めず治警法なり警察を以て勞働組合を壓迫し現に政府直營の官營工場に於て非常に勞働者を壓迫してをる。既に舞鶴や吳工廠に於ては向上會の會員があつたのを組合に這入つたと云ふのて